

第一回

全日本カッター競技大会

〔日 時〕 昭和32年6月23日(日)

〔会 場〕 京浜港 東京区 第三区

〔主 催〕 日本カッター連盟 設立発起人会

〔後 援〕 毎 日 新 聞 社

ス ポ ー ツ ・ ニ ッ ポ ン 社

全日本カッター競技大会開催趣意

海の大学に於いてはカッターは一教育課程であり、学生間の関心も高く自主的な課外活動も活潑に行われております。

各大学とも今日迄端艇部が、その活動の一部として各地で対校カッター・レースに若き血を燃してありますが、海に最も関係の深い競技でありながら、カッターはヨット等の様な全国的な活動がなかつたのでその存在も非常に地味なものでありました。

カッターは、我々の体力を練磨し、技能を向上せしめる訓練であると同時に我々の意気を鼓舞する競技であります事から、全国の大学を一同に会し“全日本カッター競技大会”として、海の若人の志気と不屈の斗志を世に問う事は我々学生間の長い間の夢でありました。

本年三月我々の夢も萌芽し、後記の大学の学生間で会議を開く運びとなり、海事思想普及の爲にも本大会を開催することほ大いに意義のあることではないかと考えられた次第です。我々として本大会を一回のみの大会でなく、年中行事の一つとして存続させたいと思っております。その爲には確固たる組織が必要であります。以来集会の機会なく各大学端艇部部長(顧問教官)及主将の連名の下に日本カッター連盟設立発起人会として発足し本年度大会開催后日本カッター連盟を組織したい意向であります。

従いまして、本年はその先駆となるものであります故今後の発展を願いつ、万難を排して小規模でも本大会を開催したい意欲は教官方の御声援もあり我々学生間に満ち満ちております。我々ばかり一回回から満足すべき結果が得られるとは希冀してあらず、今度の反省及び御叱責により本大会を向上させ発展させたいと願っております。

才一回大会は“海の大学にカッターあり”と海に生きる海国日本の若人の意気込みを示威するためにも東京に於いて本年六月二十三日開催いたします。

昭和三十三年五月

日本カッター連盟設立発起人会 (五十番順)

海大	保大	豊大	校大	部長	千原	新治	主将	田島	利康
鹿神	見島	船大	大校	部長	高橋	健蔵	主将	古川	美義
東東	戸島	船大	大校	部長	西原	茂久	主将	小久	龍時
農材	東島	産大	大校	部長	中山	保司	主将	大荒	逸保
防三	衛重	講大	大校	部長	是技	芳男	主将	藤岡	拓文
		習大	大校	部長	細川	真雄	主将	寺内	文正
		大校	大校	部長		鉄雄	主将	座間	康文

大会役員

会長	商船大学長	井関	勇
役員	海上保安大 鹿児島大 神戸商船大 東京水産大 防衛大 三重県立大	千高 西山 市川 細川	葉橋 原口 川口 新健 義芳 欽雄
審判長	東京商船大	中島	保司

大会委員

委員長	大久保達郎
審判長	鈴木登、野崎亮、賀川健一、上田勝也
審判員	鈴木昌明、高島健、森田
記録係	中村嘉彦
配膳係	菅谷雅隆
連絡係	蛇穴精治、吉田孝正
大会進行	本田明、岡村勝、佐藤三朗
大会運営	幸野保久
大会記録	篠崎健次、事務一音

使用艇	防衛大艇 五隻 カッター
内火艇	防衛大 三隻 あさかぜ、はまかぜ、あきあき
	東船大 一隻 ちどり
	水産大 一隻 海鷹内火艇
審判艇	海上保安庁艇

特別参加 防衛大 フラスバンド部 25名
指揮 金子貞資

海上保安大学校

(本：- 本科)

艇指揮 艇長	◎	田堀古田	島尾賀坂	利昭之	康一助	本	4	群	馬	高	崎	高	校
1		古田	賀坂	洋之	助茂	本	4	福	島	皆山	実田	高	校
2		田神	坂田		茂收	本	3	広大	岡島	山国	田泰	高	校
3		安松	野宮	俊世	收光	本	2	島熊	分根	杵松	築江	高	校
4		若宮	川	貞亮	志夫	本	3	兵東	本庫	熊戸	本屋	高	校
5		止伊	藤田	輝寿	朗夫	本	3	北宮	京道	戸函	山館	高	校
6		島中	山本	兵茂	朗一	本	2	福北	海城	石福	巻島	中	部
7		坂富	永原	和一	一庄	本	4	北兵	道庫	福帶	野山	高	校
8		上高	木山	克	郎勇	本	1	東長	京野	龍戸	野	高	校
9		梅			司	本	1					高	校
10						本	1					高	校
11						本	3					高	校
12						本	3					高	校
Sub.	◎					本	1					高	校
''						本	1					高	校
''						本	1					高	校

鹿児島大学

(漢：- 漢業科， 經：- 經營科)

艇指揮 艇長	◎	高行衛	屋之藤	茂内	生久	漢	3	和	山	西	座	高	校
1		衛面	藤村	隆一	一即	漢	3	茂東	城京	二向	浦	一	校
2		面鶴	田坂	榮	也三	漢	3	福熊	岡本	三	里	高	校
3		茨中	坂川	欽隆	夫雄	漢	2	熊德	本島	子甲	肥土	高	校
4		平古	野川	鉄次	美隆	漢	3	徳大	阪島	城豊	佐泉	高	校
5		湯北	脇森	次龍	男助	漢	3	大鹿	兒島	大鷗	中口	高	校
6	◎	北日	丸原	龍貫	義行	漢	3	鹿鹿	島本	出山	丸水	高	校
7		小慶	田	勇博	行史	漢	3	熊福	岡島	西	田	高	校
8		宝		啓		漢	2	福鹿	兒島	山	館	高	校
9						漢	2			西	館	高	校
10						漢	2			修鹿	島	高	校
11						漢	2					高	校
12						漢	2					高	校
Sub.						漢	2					高	校

◎ -- 主将 ○ -- マネジャー

神 戸 商 船 大 学

(航:-航海科、機:-機関科)

艇指	堀	◎	小	山	時	義	航	4	大	分	佐	伯	鶴	城	高	校
艇	長		梅	塚	勝	勝	航	4	德	島	海	南	木	高	校	校
	1		今	園	重	重	機	2	鹿	兒	加	治	甲	高	校	校
	2		大	城	和	和	航	2	兵	庫	六	甲	甲	高	校	校
	3		余	田	男	男	航	2	兵	庫	六	東	東	高	校	校
	4		樞	室	司	隆	機	2	千	庫	成	戸	戸	高	校	校
	5		赤	井	悟	悟	航	2	兵	都	神	所	所	高	校	校
	6		山	内	文	文	機	2	京	賀	鴨	賀	賀	高	校	校
	7		糸	山	良	典	航	2	佐	都	佐	城	城	高	校	校
	8		野	村	雅	宏	航	3	京	阪	山	田	田	高	校	校
	9		長	久	郁	雄	航	3	大	阪	岸	和	和	高	校	校
	10		中	積	慎	三	航	3	大	都	天	王	山	高	校	校
	11		吉	沢	信	昇	航	3	京	井	福	知	生	高	校	校
	12		西	畑	敏	昭	航	2	福	島	武	生	部	高	校	校
	Sub.		前	川	敏	博	機	2	云	山	可	林	田	高	校	校
	〃		中	島	正	則	航	2	和	賀	星	密	密	高	校	校
	〃		東	上	義	昭	機	2	滋	崎	瀬	野	野	高	校	校
	〃		井	室	文	雄	機	2	宮	阪	大	野	野	高	校	校
	〃		西						大		生			高	校	校

東 京 商 船 大 学

艇指	堀	版	保	梓	航	4	東	京	上	野	高	校
艇	長	久	吉	匡	航	3	秋	田	鳳	噫	高	校
	1	国	川	平	機	4	栗	京	学	習	高	校
	2	石	田	春	航	3	山	口	光	院	高	校
	3	高	島	三	機	3	東	京	駒	込	高	校
	4	森	野	忠	航	3	兵	庫	小	石	高	校
	5	海	原	水	航	2	東	京	長	田	高	校
	6	氏	田	誦	機	2	岐	阜	西	北	高	校
	7	西	田	光	機	3	鳥	取	大	西	高	校
	8	沢	木	夫	航	4	東	京	鳥	山	高	校
	9	稻	部	勲	航	4	東	城	戶	山	高	校
	10	渡	本	亨	航	3	茨	山	青	浦	一	校
	11	岡	村	重	航	4	岡	土	土	山	高	校
	12	田	野	喜	航	4		操	操	山	校	校

神 戸 商 船 大 学

(航:-航海科、機:-機関科)

艇指	堀長	◎	小堀	山塚	時義	航	4	大德	分島	佐伯	鶴城	高	校
艇	1		今大	園城	勝重	航	2	鹿兵	島庫	海加	南治	高	校
	2		余樞	田室	政光	航	2	弁十	庫庫	六六	甲甲	高	校
	3		赤山	井内	光義	航	2	兵千	葉庫	成神	甲東	高	校
	4		糸野	山村	敏	機	2	京佐	都賀	鴨佐	戸所	高	校
	5		長中	久積	良雅	航	2	京大	都阪	山岸	賀城	高	校
	6		吉西	沢畑	文典	航	3	福云	阪都	天福	田寺	高	校
	7		前中	川島	宏雄	航	3	和滋	井島	武可	生部	高	校
	8		東井	上室	三昇	航	3	宮大	山賀	星瀬	林田	高	校
	9		西		昭博	航	2		崎阪	大生	野	高	校
	10				則昭	機	2					高	校
	11				雄	機	2					高	校
	12					機	2					高	校
Sub.	1				信敏	航	2					高	校
1	2				正義	機	2					高	校
1	3				文	機	2					高	校
1	4					機	2					高	校
1	5					機	2					高	校

東 京 商 船 大 学

艇指	堀長	版久	保吉	梓匡	航	4	東秋	京田	上鳳	野	高	校
艇	1	国石	吉川	匡平	航	3	栗山	京口	鳳学	噫習	高	校
	2	高森	田島	春三	機	4	東東	京庫	光駒	込川	高	校
	3	海氏	野原	忠水	航	3	兵東	京庫	小長	石田	高	校
	4	西沢	田田	光諱	機	3	岐島	京庫	西大	北西	高	校
	5	稻渡	木部	夫勉	機	2	東東	京庫	戸大	取山	高	校
	6	岡田	本村	重喜	航	3	茨岡	京庫	青土	山浦	高	校
	7				航	4		京庫	操		一高	校
	8				航	4		京庫				校
	9				航	4		京庫				校
	10				航	3		京庫				校
	11				航	4		京庫				校
	12				航	4		京庫				校

(澳:-澳業科, 增:-增殖科, 製:-製造科)

農林省水產講習所[illegible]

防衛大 学校

(海:-海上要員, 空:-航空要員)

艦指	艦	村松	上崎	幸克	一	電	清	賞	高	校
長	1	西	沢	克	定	(空)	水	本	高	校
	2	南	口	敬	雄	(海)	熊	一	高	校
	3	野	狩	雅	雄	(海)	ラ	浦	高	校
	4	猪	原		章	(海)	土	沢	一	高
	5	大	田		真	(海)	小	原	高	校
	6	本	林	守	功	(海)	庄	船	高	校
	7	若	時	将	鬼	(空)	御	延	高	校
	8	十	富	国	夫	(空)	身	々	高	校
	9	美	川	哲	臣	(海)	清	賞	高	校
	10	中		克	雄	(海)	小	城	高	校
	11	森	石	敏	彦	(海)	茨	木	高	校
	12	立	中		成	(海)	加	田	高	校
Sub.		田	塚		稔	(海)	都	立	高	校
		大			晃	(海)	高	砂	高	校
					晃	(海)	戸	山	高	校

電:-要員工学 機:-機械工学 艦:-航空工学 庭:-応用物理

三 重 県 立 大 学

艦指	艦	深花	津房	鎮	夫	2	夢	知	西	屋	高	校
長	1	云	村	岸	治	2	京	都	城	南	高	校
	2	藤	村	秀	洋	1	兵	岸	西	宮	高	校
	3	加	藤		昭	1	受	知	小	收	高	校
	4	横	田	博	明	2	愛	知	瀬	戸	高	校
	5	片	岡	保	=	2	愛	知	明	和	高	校
	6	永	津	康	輔	2	不	重	海	星	高	校
	7	糸	瑞	康	平	1	石	知	昭	和	高	校
	8	河	崎	康	=	2	東	都	束	水	高	校
	9	座	間	和	文	2	愛	川	櫻	々	高	校
	10	川	島	篤	世	2	三	京	園	士	高	校
	11	丹	羽	功	志	2	神	知	名	屋	高	校
	12	岩	城	隆	昌	2	愛	重	津	南	高	校
Sub.		森	山	十	信	4	三	川	江	信	高	校
		杉		生		1		知	惟	工	高	校

時 間	種 目	校 名	着順	コ-ス	タイム
10.00	開 会 式				
10.30	予選アーレース	防	2	1	12-98
		東水	1	2	11-45.5
		三全	4	3	12.55
		鹿島	3	4	12.48.3
11.00	予選アーレース	神	2	1	11-54.4
		西	1	2	11-42.5
		水	4	3	11-59.8
		海	3	4	11-08
12.00	昼 食				
14.00	決勝レース	水	1	1	12-45.4
		味	2	2	11-39.3
		防	4	3	11-42.3
		神	3	4	12-08.9
15.00	閉 会 式				

才三台場

棧橋

。 。 。 。 スタート

本部

出光
光夫
産

才
四 三 二 一
コ コ コ コ
ー ー ー ー
ス ス ス ス

至都橋→

東雲
ゴルフ場

尸 尸 尸 尸 田頭臭

日本カッター連盟規約 草案

第一章 総則

第一条 本連盟は日本カッター連盟（JAPAN CUTTER ROLLING ASSOCIATION）と称する。

第二条 本連盟は事務局を………に置く。

第三条 本連盟はカッター漕法の向上発達をはかり
合わせて海上に於ける技術の練磨を目的
とする。

第四条 本連盟は目的達成の爲左の行事を行うものとする。

(一) 全日本カッター競技大会

(二) ……

第五条 本連盟の加盟資格は………とする。

第六条 本連盟の加入脱退は委員会に於いて決定する。

第七条 加盟団体は会費として年額………円を納入しなければならない。

第二章 会計

第八条 本連盟の全費は左にかゝげるものと支弁する

(一) 会費

(二) 基金及利息

(三) 寄付金

(四) その他の臨時収入

第九条 会計年度は四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第三章 役員

第十条 本連盟に左の役員をおくこととする。

(一) 会長一名

副会長、委員長、委員、監事、顧問

第十一条 委員は加盟団体より……名選出する。

第十二条 会長、副会長は委員会で決める。

会長は連盟を代表し、連盟を総攬する。

第十三条 委員は委員会を組織して事務を執行する。

委員の互選により委員長を選出する。

第十四条 監事は委員会で選出する。

監事は会計の状況及び業務執行を監査する。

第十五条 役員の任期は一年とし、再選は妨げない。

第四章 委員会

第十六条 委員会とは本会の決議機関である。

委員会は会長、委員及び顧問を組織する。

第十七条 次の事項は委員会の証認を得ねば存らない。

(一) 基金監理方法の件

(一) 予算金額の決定

(一) 大会開催に関する事項

(一) 連盟規約の改正に関する件

(一) その他重要な事項

第十八条 委員は毎年……回(……月)会長これを召集する。

第十九条 委員会は委員過半数の出席をもって成

立し、決議は出席者の過半数による。

委員が出席出来ない場合は委任状をもって

出席に代える事が出来る。

昭和三十三年一月一日